平成３０年（フ）第１１号
高知市鴨部1072番地　ウエストタウンモリタ50Ｅ
債務者　秦泉寺美千代
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４号
高知市春野町平和541番地
債務者　中平　　力
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４３号
名古屋市瑞穂区彌富通３丁目40番地　ファイブヒルズⅡ　203号
債務者　宮本　文男
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１１号
愛知県瀬戸市北松山町２丁目179番地
債務者　三枝万佐子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
宮城県石巻市東中里１丁目14番10号
債務者　浅野　清輝
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１８３１号
埼玉県川口市芝富士１丁目24番７号
債務者　寺中まさこ
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５９号
さいたま市大宮区大成町３丁目221番地１　ドルミ大宮大成405号室
債務者　金子　龍弥
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
埼玉県川口市東川口３丁目１番21号　イーハトーブ103号、旧住所さいたま市浦和区常盤２丁目11番24号　常盤ハイム301
債務者　宮澤美三枝（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９２号
埼玉県川口市青木３丁目14番24号　ホープフルマンション403号
債務者　小沢　広美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
さいたま市見沼区大和田町２丁目814番地　外山ハイツＡ101
債務者　内田　一弘
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
さいたま市南区内谷５丁目24番12号　秋元コーポ307号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０１号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷120番地９
債務者　橋本　春夫
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２４号
埼玉県ふじみ野市上野台１丁目２番10棟604号
債務者　加藤　一代
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷137番地１　鶴ヶ島ガーデンハイツＢ－106号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地168　メゾン高野201号
債務者　森本　勝子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４７号
埼玉県深谷市秋元町２番地14　㈱日本グリーン企画秋元寮　独身寮、旧住所埼玉県桶川市若宮１丁目８番29―304号
債務者　関　　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５１号
埼玉県深谷市上野台3278番地７
債務者　野俣　未歩
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０７号
札幌市白石区川北１条２丁目２番21号　ファーストコート高島201号
債務者　駒井　美和
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部